

(追加)

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	漁港課	検索番号	1-5
法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	根拠条項	57-3		
許認可等	漁港水面施設運営権の存続期間の更新				
(根拠規定)					
漁港管理者は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも適合するときは、漁港水面施設運営権の存続期間の更新をするものとする。					
一 その申請を行った者が第五十一条各号のいずれにも該当しないこと。					
二 当該更新後の存続期間の末日が第五十一条第一項第一号に規定する漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の末日以前であることその他漁港水面施設運営権の存続期間の更新が認定計画の内容に照らして適切なものであること。					
(許認可等の基準)					
令和6年3月21日伺定め「漁港施設等活用制度に係る審査基準について」					
○「漁港漁場法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について」(令和6年1月31日付け5水港第2371号・水産庁長官通知・技術的助言)の(別添)「I漁港施設等活用事業制度について」の1のとおりとする。					
4. 漁港水面施設運営権について					
(7) 移転の許可及び存続期間の更新(新法第55条、第56条、第57条第2項及び第3項並びに新施行規則第43条)					
② 存続期間の更新(新法第57条第2項及び第3項並びに新施行規則第46条)					
漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の安定的な実施に資するよう、欠格事由に該当せず、かつ、更新の後の存続期間の末日が新法第50条第1項第1号に規定する漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の末日以前であることその他漁港水面施設運営権の存続期間の更新が認定計画に照らして適切であれば、引き続き、他の水面利用と調整を図りつつ、適切な権利を行使できると認められることから、更新を認めることとされた(新法第					
1 申請者の氏名又は名称(新施行規則第46条第1項第1号)					
2 新法第52条第2項各号に掲げる事項(同項第2号)					
3 漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする期間(同項第3号)					
4 漁港管理者が必要と認める事項(同項第4号)					
また、下記書類を添付しなければならないこととされた(同条第2項)。					
イ 申請者が新法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面(同項第1号)					
ロ 従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面(同項第2号)					
なお、漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る申請書の参考様式は別紙26、存続期間の更新に係る通知の参考様式は別紙27のとおり。					
(その他)					